

名古屋市公報	令和 3年10月20日	第124号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長	

目次 ページ

告 示

- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第515号) 3
- 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出 (住都・市街地整備課) (第516号) 4
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第517号) 5
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課) (第518号) 7
- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第519号) 8
- 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第520号) 9

教 育 委 員 会 告 示

- 教育委員会定例会の開催について (第18号) 10
- 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について (第19号) 11

交 通 局 告 示

- 衆議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について (第6号) 12
- 名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について (第7号) 15
- 乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について (第8号) 17

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告 (経済・地域商業課) 19
- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課) 20
- 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課) 21
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課) 22
- 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課) 23

○ 大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告	(経済・地域商業課)	24
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	27
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	29
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	32
○ 令和 3年度名古屋市職員第1 類採用試験及び職務経験者採用試験公告	(人事・任用課)	34
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	57
○ 職員の懲戒処分	(教育・教職員課)	58

名古屋市告示第515号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和3年10月12日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人能姫町 財団	名古屋市西区幅下二丁 目10番9号	令和3年5月24日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 516 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
水 野 良 治	名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1914番地の 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第517号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び道路の区域の決定を行い、令和3年10月18日から道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年10月15日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

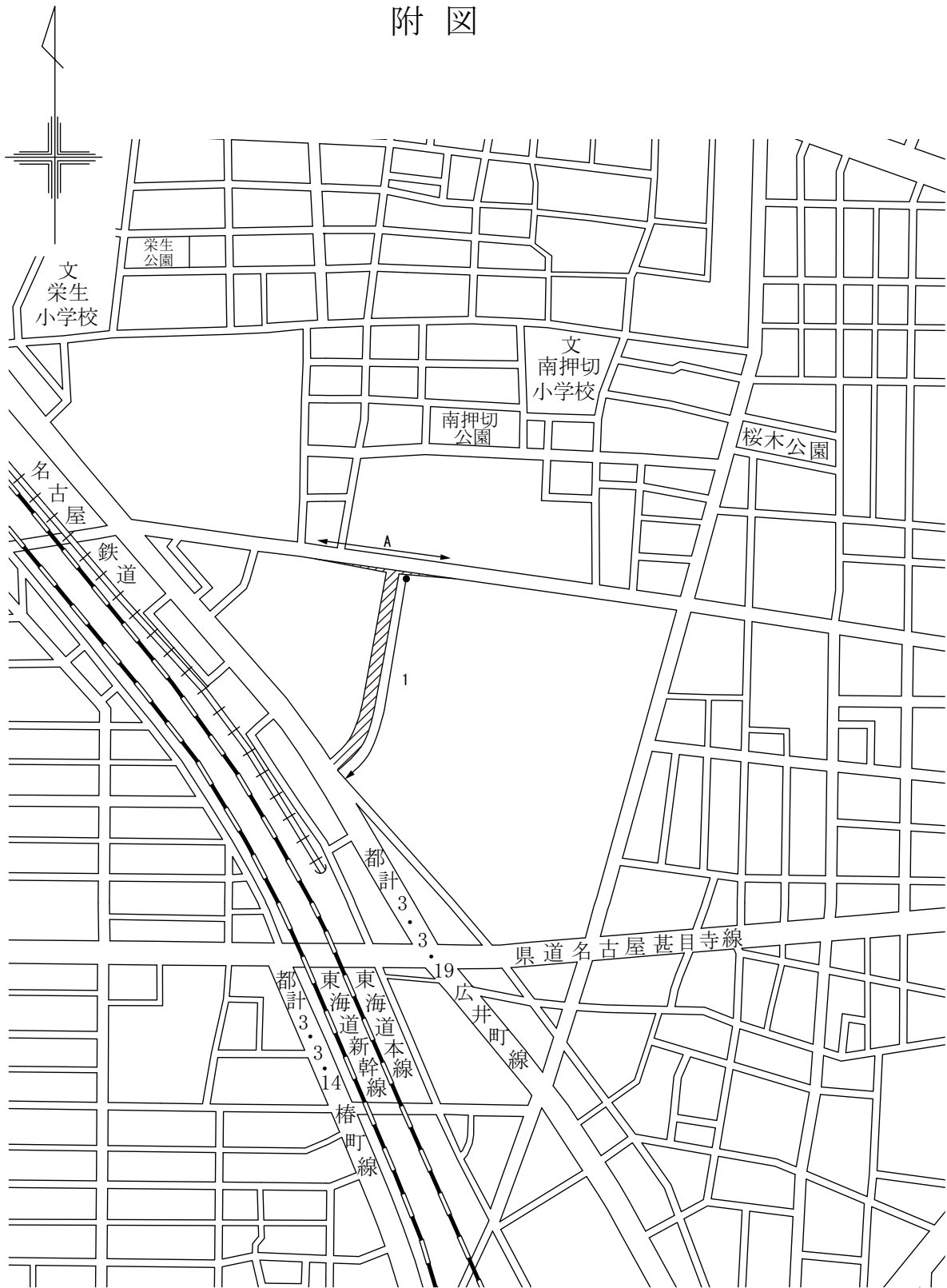
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	則武新町三丁目第8号線	名古屋市西区則武新町三丁目142番の2地先から 名古屋市西区則武新町三丁目123番の2地先まで	0.215	16.00	附 図

2 道路の区域変更及び供用開始

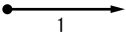
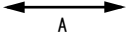
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	則武新町三丁目第1号線	名古屋市西区則武新町三丁目141番の1地先から	前	0.431	15.00	附 図
			名古屋市西区則武新町三丁目144番の1地先まで	後	0.431	14.96 ～ 15.98	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

- 
 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 
 1
- 
 区域変更により道路の区域とする部分
- 
 A

名古屋市告示第 518号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 519号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 254号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区十一屋一丁目63番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 520号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 2項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第 487号により指定した拡散防止管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市名東区猪高台一丁目1023番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該拡散防止管理区域において講じられた汚染の拡散の防止等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市教育委員会告示第18号

教育委員会定例会の開催について

令和3年10月15日午後3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年10月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第19号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第3条第2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和3年10月12日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

利用料金を納付しなければならない期間

令和3年11月7日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市交通局告示第 6 号

衆議院議員選挙の候補者に対する臨時定期券の発行について

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者（以下「公職の候補者」といいます。）に対し、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成 6 年運輸省告示第 8 1 9 号）に基づき臨時定期券を次のとおり発行します。

令和 3 年 1 0 月 1 2 日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

1 発行方法

公職の候補者に対し、選挙長の発行する公職の候補者旅客運賃後払証 1 枚と引換えに、臨時定期券 1 枚を発行するものとします。

2 発行の数

公職の候補者 1 人につき、高速電車及び乗合自動車を通じて 1 5 枚

3 発行する期間及び時間

選挙期日の公示のあった日から選挙当日までの午前 8 時 4 5 分から午後 5 時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日には発行しません。

4 発行する場所

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課営業係

（名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号、市役所西庁舎 2 階）

5 使用資格を有する者

公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者

6 通用する区間

(1) 高速電車 市営全線

(2) 乗合自動車 全ての事業者の愛知県内における全ての路線

7 運賃

高速電車、乗合自動車のいずれも、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示に定める金額とします。

8 通用する期間

臨時定期券は、発行の日から選挙期日後5日を経過するまでの期間内において通用し、通用期間を経過したときは、速やかに発行場所に返戻するものとします。

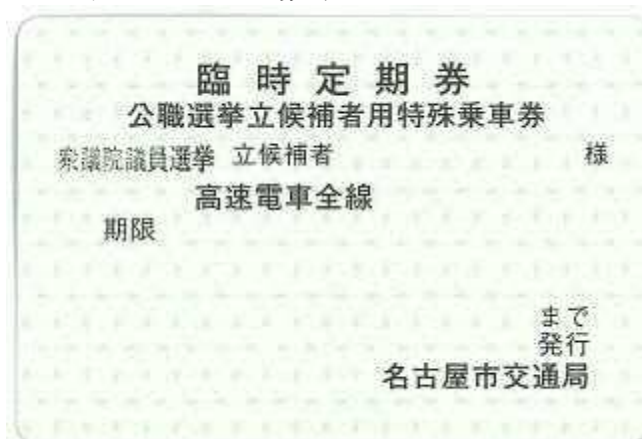
9 効力

使用資格を有する者以外の者が臨時定期券を使用した場合には、これを無効として回収します。公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除きます。）が、公職の候補者の届出を却下された後若しくは公職の候補者たることを辞した（公職の候補者たることを辞したものとみなされる場合を含みます。）後使用した場合又は候補者届出政党の届出に係る候補者が、候補者の届出を却下された後若しくは候補者届出政党が当該候補者に係る候補者の届出を取り下げた（候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含みます。）後使用した場合にも、同様とします。

10 様式

(1) 高速電車臨時定期券

地 色 緑 色
文 字 黒 色
期限表示 黒色アラビア数字



(裏面磁気膜)

(2) 乗合自動車臨時定期券

地 色 オレンジ色

印刷文字	黒色
券面	白地にオレンジ色
期限表示	黒色アラビア数字

№

選挙立候補者
及び運動員用

バス乗車券

候補者名

殿

区 間	愛知県内バス路線全線
期 間	令和 年 月 日 限

発
行
者

令和 年 月 日 発行

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第7号

名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、名古屋市観光周遊 バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「観光周遊乗車券」という。）を次のように発売します。

令和3年10月13日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

870円

2 発売方法

観光施設入場券1枚と同時に購入する者に観光周遊乗車券を1枚発売します。（本市の名古屋観光クーポン「シャチ割」又は観光庁のGoToトラベル「地域共通クーポン」の利用も可）

3 発売数量

6,000枚

4 発売場所

各乗車券発行所とします。

5 使用条件

(1) 観光周遊乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

(2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

6 発売期間

令和3年10月14日から令和4年3月31日まで

7 料金の還付

還付不可とします。

8 不正使用

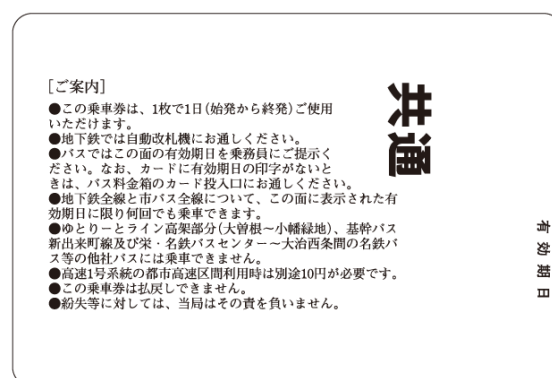
観光周遊乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市交通局告示第8号

乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の変更及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

令和3年10月14日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 変更系統

現 行		変 更 後	
系 統 記 号	運 行 経 路	系 統 記 号	運 行 経 路
観光1	名古屋駅～トヨタ産業技術記念館～ノリタケの森～四間道～名古屋駅	観光1	名古屋駅～トヨタ産業技術記念館～ノリタケの森西～四間道～名古屋駅
観光1イ	名古屋駅～トヨタ産業技術記念館～ノリタケの森～四間道～広小路伏見～名古屋駅	観光1イ	名古屋駅～トヨタ産業技術記念館～ノリタケの森西～四間道～広小路伏見～名古屋駅

2 新設停留所

名 称	位 置	
ノリタケの ^{もりにし} 森西	南行	名古屋市西区則武新町三丁目1番17地内

3 廃止停留所

名 称	位 置	
ノリタケの森	南行	名古屋市西区菊井町二丁目20番21地先

4 名称変更停留所

現 行	変 更 後
名古屋テレビ塔	ちゅうぶでんりょく 中部電力 MIRAI TOWER

5 実施時期

令和3年10月21日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルパークアネックス
名古屋市中区錦三丁目 503番 ほか17筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
9,105平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 3年10月18日
- 5 廃止する理由
店舗閉店のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第 5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第 1号の規定により公告する。

令和 3年10月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1530号	生活水道 S O S	酒井 康晴	名古屋市中川区野田 二丁目 257番地 カ ーザアメイシア 303	令和 3年 9月15日
第1531号	東邦ガス セイフテ ィライフ (株)	鈴木 達哉	名古屋市昭和区福江 三丁目 7番 7号	令和 3年 9月15日
第1532号	(株)ホーム パートナー	柴田 誠	名古屋市中川区高畑 五丁目60番地	令和 3年 9月15日
第1534号	(株)豊環境 開発	榊原 康德	名古屋市港区春田野 一丁目3201番地	令和 3年 9月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 3年10月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 155号	スズキ工業(株)	鈴木 至	名古屋市熱田区千年一丁目24番10号	令和 3年 9月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 3年10月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 970号	(有)桑名設備	杉山 工	愛知県弥富市狐地二丁目12番地	令和 3年 9月15日
第1531号	東邦ガス セイフテ ィライフ (株)	鈴木 達哉	名古屋市昭和区福江三丁目 7番 7号	令和 3年 9月15日
第1534号	(株)豊環境 開発	榊原 康德	名古屋市港区春田野一丁目3201番地	令和 3年 9月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 3年10月14日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 155号	スズキ工業(株)	鈴木 至	名古屋市熱田区千年一丁目24番10号	令和 3年 9月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

大規模小売店舗立地法による意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル上飯田

名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

2 意見書の提出状況

提出された意見書の件数

1件

3 提出された意見の概要

(1) 施設の配置及び運営方法に関する事項

ア 駐車需要の充足等周辺の住民の利便及び商業その他の業務の利便確保のための配慮事項

(イ) 駐車需要の充足等交通に係る事項

a 駐車場の位置及び構造等

(a) 店舗の周辺・近辺の住居地域の「生活環境」が破壊されるので店舗北側の「生活道路」である市道六郷30号線に店舗駐車場の自動車の入口と出口を配置しないこと。

(b) 上西児童遊園地利用者の安全のため上西児童遊園地の大切な出入口の近くに店舗駐車場の自動車の入口と出口を配置しないこと。
駐車場法を無視しないこと。

b 経路の設定等

- (a) イオンスタイル上飯田の新設届出書にある来客の自動車の来退店経路図は法律違反の場所がある。地点 6は「生活道路」である市道瑠璃光尾上線からは自動車・原付は午前 7時から午前 9時までは左折と直進だけだ。午前 7時から午前 9時までに右折して市道師範第 1号に入ると指定方向外進行禁止の交通違反となる。法律違反者を増やす店舗はいらない。

(イ) 歩行者の通行の利便の確保等

- a イオンスタイル上飯田の別棟スシローイオン上飯田の荷さばき車両（トラック）が特に朝スシローイオン上飯田北側敷地内からその前面道路の「生活道路」である市道六郷第30号線の南片側歩道を越えて車道に車両が突出する位置で駐車するので、その歩道を通行する歩行者・自転車は店舗の荷さばき車両（トラック）が歩道の通行を完全に妨害しているため、歩行者・自転車は車道に飛び出て対向する自動車に注意しながら通行している。これは歩道の通行を妨害しているので生活環境を破壊している。
- b 店舗の北の「生活道路」である市道六郷第30号線に配置する店舗北の歩行者・自転車出入口は歩行者と自転車・原付との交通事故防止のため歩行者専用出入口にすること。

イ 騒音の発生等周辺の地域の生活環境の悪化の防止のための配慮事項

(ア) 騒音の発生に係る事項

a 騒音問題に対応するための対応策

- (a) 店舗から不快な低周波音を出さないこと。不快な気分になる音はだめだ。
- (b) 店舗は騒音規制法の規制基準を遵守すること。来客の自動車のドアの開閉音は「迷惑」だ。自動車のアイドリングは、すべて「迷惑」だから運転手に直接注意すること。

b 騒音の予測・評価

- (a) 大店立地法環境指針の予測・評価の発生する騒音ごとの予測・評価方法は環境保全の面から考えて住居地域では当然のこととし

て朝・昼間・夕においては、その時間帯の基準を夜間同様の測定・評価方法で行う必要がある。そして公開すること。

- (2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に示されたもの以外の事項

ア イオンスタイル上飯田は周辺・近辺の住居地域の生活環境を破壊するので店舗面積を縮小すること。

4 提出された意見書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所区政部地域力推進室及び守山区役所情報コーナー

5 意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月15日から同年11月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有松ジャンボリーA

名古屋市緑区南陵 601番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)レアール パスコベ カリーズ	代表取締役 牧野 隆英	東京都目黒 区下目黒六 丁目16番12 号	—	—	—	令和 元年 6月 16日
2	(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	さいたま市 大宮区北袋 町一丁目 602番 1号	令和 3年 1月 25日
3	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名 東区高社一 丁目 210番 地	変更なし	代表取締役 堤 智章	変更なし	令和 2年 7月 1日
4	—	—	—	(株)西松屋チ ェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路 市飾東町庄 266番地 1	令和 元年 10月 31日

3 変更の日

2で記述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、退店のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 4の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年10月 5日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月15日から令和 4年 2月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュープラット神宮前

名古屋市熱田区三本松町1801番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋鉄道 (株)	代表取締役 安藤 隆司	名古屋市中 村区名駅一 丁目 2番 4 号	変更なし	代表取締役 高崎 裕樹	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	氏名又は 名 称	代表者の氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の氏 名	住 所
1	—	—	—	(株)オークワ	代表取締役 大桑 弘嗣	和歌山県和歌山市中島 185番地の 3
2	—	—	—	(株)良品計画	代表取締役 堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋四 丁目26番 3 号

3	—	—	—	㈱マツモト キヨシ	代表取締役 松本 清雄	千葉県松戸 市新松戸東 9番地 1
4	—	—	—	㈱メガネの 和光	代表取締役 清水 元敦	名古屋市中 区栄三丁目 15番 4号
5	—	—	—	ジュピター コーヒー(㈱)	代表取締役 内林 久雄	東京都文京 区本駒込四 丁目41番 4 号
6	—	—	—	㈱梅花堂キ ャンデース トアー	代表取締役 渡辺 和宏	名古屋市中 村区栄生町 7番 8号
7	—	—	—	㈱キャンド ウ	代表取締役 城戸 一弥	東京都新宿 区北新宿二 丁目21番 1 号
8	—	—	—	市原 拓馬	—	名古屋市中 川区八熊三 丁目 6番 7 号
9	—	—	—	㈱サンビー ノ	代表取締役 富山 貴史	愛知県刈谷 市高津波町 1丁目 502 番地の 3
10	—	—	—	名鉄産業(㈱)	代表取締役 林 裕二	名古屋市中 南区前浜通 7 丁目28番地

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 6月25日
- (2) 小売業者については、令和 3年 7月20日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者の変更のため
- (2) 小売業者については、未定の小売店舗が確定したため

5 届出の日

令和 3年10月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月15日から令和 4年 2月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年10月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュープラット神宮前

名古屋市熱田区三本松町1801番

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前10時00分	午前 6時15分	午後 9時00分	午後 9時45分

3 変更の日

令和 3年11月15日

4 変更しようとする理由

来店客の利便性向上のため

5 届出の日

令和 3年10月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、瑞穂区役所情報コーナー、南区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年10月15日から令和 4年 2月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 2月15日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和 3 年度名古屋市職員第 1 類採用試験及び職務経験者採用試験
公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和 3 年10月15日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一



令和3年度 名古屋市職員採用試験案内

(第1類) 【追加募集：土木・建築・電気】

令和3年10月15日
名古屋市人事委員会

- 申込期間：令和3年10月18日（月）から同年11月17日（水）までの
本登録完了分有効
- 採用予定日：令和4年4月1日

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的
に行動できる人材を求めています。

注意事項

- ▶ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。
採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委
員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
技 術	土 木	15名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監 理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守 管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守 管理等 など
	建 築	15名程度	
	電 気	5名程度	

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合も
あります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・ 平成3年(1991年)4月2日から平成12年(2000年)4月1日までに生まれた方
- ・ 平成12年(2000年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和4年(2022年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

(3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

〈その他〉

- ・ 日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。(P6「7(3)イ」及びP8「13(1)」参照)
- ・ 令和3年6月20日に実施した本市採用試験の受験者も、申込みできます。

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	10月18日(月)～11月17日(水) ※本登録まで完了させてください。(P5 5 申込手続参照)
受験票発送	11月22日(月)
受験教室のお知らせ	11月26日(金) 市ウェブサイト to 公開します。
第1次試験	11月28日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後4時30分頃 <昼休憩あり> ・試験会場は、名古屋市中土木事務所ビルの予定です。 ・第1次試験科目は、4 ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	12月8日(水)
第2次試験（口述試験）	12月14日(火)
最終合格者発表	12月24日(金)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイト to 公開します。また、下記のとおり通知します。

なお、採用試験の手続きにかかる郵送料(第1次試験合格者通知を除く。)については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で12月10日(金)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 最終合格者発表

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

<面接の日程について>

- 口述試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

＜第1次試験合格者決定方法＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜最終合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（択一式）〈40問必須解答〉	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式）〈30問必須解答〉 (各試験区分における出題分野は【別表】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《11月28日（日）実施》	600点

【別表】第1次試験専門試験の出題分野〔必須解答〕

試験区分	出題分野
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電 気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、8ページ「13 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4 判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「令和3年度名古屋市職員第1類採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	10月18日（月）から11月17日（水）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 10/18～ 11/17	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 11/22～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	11月22日（月）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 11月25日（木）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 11/28	受験票、写真票兼 承諾書及び自己紹 介書を持参	試験当日は、 <u>受験票、写真を貼付し署名をした写真票兼承諾書及び自己紹介書</u> の3点をお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - イ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和4年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（ <u>写真のあるもの</u> ） (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注) ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
- ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください）。

9 主な勤務条件

(令和3年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

210,450円

(注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 令和3年6月実施試験の実施結果

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
土 木	5 6	3 2	1 . 8
建 築	2 3	1 6	1 . 4
電 気	1 9	7	2 . 7

(詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。)

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 11月5日（金）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 11月17日（水）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「第1類採用試験申込書（土木）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋市中土木事務所ビル】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

(4) 第1次試験受験時の提出物（市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ **自己紹介書**（原本及びコピー）

＜自己紹介書について＞

ア 自己紹介書（原本）

市ウェブサイトの「第1次試験受験時の提出物について（第1類採用試験）」
(<https://www.city.nagoya.jp/jinji/page/0000145928.html>) のページにアクセスして、自己紹介書(PDF)をダウンロードし、印刷してください(A4判両面)。

自己紹介書は、記入例を参考に、**自筆にて**各自記入してください。すべて記入したら**写真を貼付してください**。

※記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。

※様式を加工したものは、受け付けません。

イ 自己紹介書（コピー）

作成した自己紹介書（A4判両面、写真貼付）を以下のとおりコピーを取ってください。

- (1) 下図の「自己紹介書コピー完成図」を参考に、2アップで**A3判に3枚コピー**
- (2) (1)のA3判をA4判に1枚縮小コピー

自己紹介書コピー完成図 <A3 横>

自己紹介書（第1類・免許資格者）（記入例）

氏名：名古屋 好太郎

生年月日：昭和45年1月1日

住所：名古屋市中区千代田1丁目5番8号

学歴：名古屋大学工学部建築学科卒業

職歴：名古屋市中土木事務所 建築係 係長

資格：建築士（一級）

備考：建築士（一級）の資格を有し、建築設計業務に従事している。

写真貼付欄

完成見本

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。
ぜひご覧ください！



◇ 「名古屋市職員採用案内 技術職」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、業務内容などを掲載したパンフレットです。
ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和3年度 名古屋市職員採用試験案内

(職務経験者) 【追加募集：造園・衛生・獣医】

令和3年10月15日

名古屋市人事委員会

- 申込期間：令和3年10月18日（月）から同年11月17日（水）までの
本登録完了分有効
- 採用予定日：令和4年4月1日

『名古屋の未来を変えるのは、君だ！』

名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

注意事項

- ▶ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員※1	主な職務内容※2
造 園	5名程度	本庁各局や公所等における公園・緑地・街路樹等の維持管理・設計・施工監理 など
衛 生	5名程度	・ 保健センター等における食品衛生・環境衛生・薬務・公害対策に関する監視指導・検査、環境教育 ・ 動物愛護センター等における獣医療等（獣医師免許取得者に限ります。）
獣 医	5名程度	・ 食肉衛生検査所におけると畜検査（獣医師免許取得者に限ります。） ・ 清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督 など

※1 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

※2 組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合があります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

2 受験資格

次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

試験区分	年齢要件
造 園	昭和37年(1962年)4月2日から平成3年(1991年)4月1日までに生まれた方
衛 生	
獣 医	昭和37年(1962年)4月2日から昭和61年(1986年)4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成23年10月1日から令和3年9月30日まで）中に、職務経験※が通算5年以上ある方。ただし、最低1か所で3年以上継続して就業していた期間が必要です。

※ 通算可能な職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいいます。
- 対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

試験区分	職務経験
造 園	試験区分に対応する設計・施工管理又は維持管理に関する職務経験
衛 生	次のいずれかの職務経験 ・ 国、地方公共団体における食品衛生監視員、環境衛生監視員又は薬事監視員としての職務経験 ・ 民間企業、病院における薬剤師としての職務経験 ・ 民間企業における食品衛生管理業務に関する職務経験
獣 医	次のいずれかの職務経験 ・ 民間企業、動物病院における獣医師としての職務経験 ・ 公的機関における獣医師としての職務経験 （注）いずれも獣医師免許取得後の就業期間のみ職務経験として通算できます。

（注）4ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（衛生、獣医区分のみ）（基準日：令和3年9月30日）

試験区分	資格要件
衛生	基準日時点で食品衛生監視員の任用資格を有する方 なお、食品衛生監視員の任用資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 ア 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方（※） イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ウ 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方（※） エ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 （※）食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類（学校等が発行する成績証明書等）又は免許を確認させていただきます。詳しくは、第1次試験時にお知らせします。
獣医	基準日時点で獣医師免許を有する方 （※）免許の確認をさせていただきます。詳しくは、第1次試験時にお知らせします。

(4) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

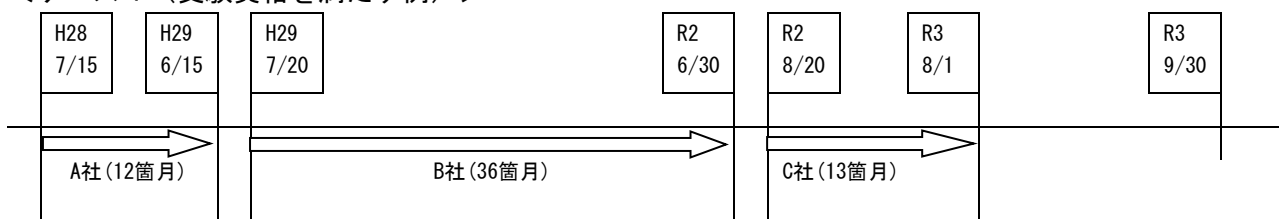
～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上である必要があります。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)

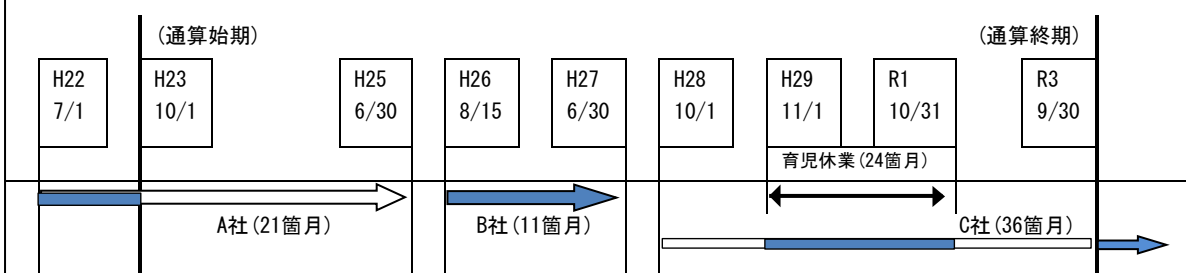
<ケース 1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 箇月 (3 年) 継続して就業しているので、受験資格を満たす。

→ (通算可能) → (通算不可)

<ケース 2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間での職務経験なので平成23年10月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。（36箇月継続は満たす。）
労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和3年10月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	10月18日(月)～11月17日(水) ※本登録まで完了させてください。(P7 5 申込手続参照)
受験票発送	11月22日(月)
受験教室のお知らせ	11月26日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	11月28日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時45分頃 ・試験会場は、名古屋市中土木事務所ビルの予定です。 ・第1次試験科目は、6ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	12月8日(水)
第2次試験（個別面接①）	12月18日（土）、19日（日）のうち1日
第2次試験合格者発表	12月24日（金）
第3次試験 （個別面接②・ プレゼンテーション）	令和4年1月15日（土）、16日（日）のうち1日
最終合格者発表	1月21日(金)

<合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。

なお、採用試験の手続きにかかる郵送料(第1次試験合格者通知を除く。)については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で12月10日(金)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で令和4年1月4日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。

<面接の日程について>

- 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

＜第2次試験合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

＜最終合格者決定方法＞

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（択一式）＜40問必須解答＞	120点
第2次試験	口述試験 (個別面接①)	個別面接	600点
第3次試験	論文試験 (60分)	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験 《11月28日（日）実施》	600点
	口述試験 (個別面接②・プレゼンテーション)	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力を、名古屋市職員としてどう活かしていくかについての発表及びその内容をふまえた個別面接	1,680点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、10 ページ「12 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- 申込後の試験区分の変更は、一切できません。申込前に必ず入力内容をご確認ください。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス (https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/) にアクセスし、「令和3年度名古屋市職員職務経験者採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	10月18日（月）から11月17日（水）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 10/18～ 11/17	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールがおおよそ10分で届きます。
受験票等の 交付 11/22～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	11月22日（月）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 11月25日（木）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 11/28	受験票、写真票兼 承諾書及び自己紹 介書を持参	試験当日は、 <u>受験票、写真を貼付し署名をした写真票兼承諾書及び自己紹介書</u> の3点をお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査や、健康診断等を行います。
- (3) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。また、以下に該当すると採用されない場合があります。
 - ア 「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間」の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。職務経験期間の確認ができない場合には、採用されません。
 - イ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ウ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- (4) 採用は、原則として令和4年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） { ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 （土・日・祝日・振替休日・年末年始（12/29～1/3）を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書 <u>(写真のあるもの)</u> (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格基準点 総合順位		
第3次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類（写真付の身分証明書及び受験票）に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください。）。

9 主な勤務条件

(令和3年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

採用時の年齢 () 内は獣医	職務経験 () 内は獣医	造園	衛生 〔薬学に関する6年制〕 〔大学卒の場合〕	獣医 〔獣医に関する6年制〕 〔大学卒の場合〕
31歳 (36歳)	5年 (10年)	236,325円	246,215円	261,395円
41歳 (41歳)	15年 (15年)	263,235円	270,135円	271,745円
51歳 (51歳)	25年 (25年)	300,495円	300,495円	300,495円

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は300,495円となります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter(https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 11月5日（金）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 11月17日（水）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（〇〇（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「職務経験者採用試験申込書（造園）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

【名古屋市中土木事務所ビル】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

- ・ 受験会場は受験票でお知らせします。必ず各自の受験票で確認してください。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

(4) 第1次試験受験時の提出物（市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ **自己紹介書**（原本及びコピー）

＜自己紹介書について＞

ア 自己紹介書（原本）

市ウェブサイトの「第1次試験受験時の提出物について（職務経験者採用試験）」（<https://www.city.nagoya.jp/jinji/page/0000145932.html>）のページにアクセスして、自己紹介書（PDF）をダウンロードし、印刷してください（A4判両面）。

自己紹介書は、記入例を参考に、**自筆にて**各自記入してください。すべて記入したら**写真を貼付してください**。

※記入は黒のインクかボールペン（消せるボールペンは不可）を使用してください。

※様式を加工したものは、受け付けません。

イ 自己紹介書（コピー）

作成した自己紹介書（A4判両面、写真貼付）を以下のとおりコピーを取ってください。

- (1) 下図の「自己紹介書コピー完成図」を参考に、2アップで**A3判に5枚コピー**
- (2) (1)のA3判をA4判に1枚縮小コピー

自己紹介書コピー完成図 <A3 横>

自己紹介書（職務経験者）			
試験区分	作成A	氏名	氏名フリガナ
受験番号	90000	名古屋 好太郎	ナガノマツ ヒョウタロウ
現住所	愛知県名古屋市中区千代田一丁目5番8号	〒460-0001	
最終学歴	1. どちらかに指定される 2. 学校の種類に指定される 3. 学校の種類に指定される	1. 卒業 2. 卒業見込 3. 学校長・学長・学監・専攻内容等	
18歳からの経歴	年 月	学校名及び勤務先名称等	学校、学級、専攻内容及び職務内容等
平成15年	3月	名古屋大学（工学部）	学級長
平成16年	4月	三井物産株式会社	営業
平成17年	3月	同上 卒業	
平成18年	4月	名古屋大学（工学部）	学級長
平成19年	2月	同上 退学	
平成20年	3月	株式会社	営業
平成21年	4月	株式会社三井物産（名古屋支店）	営業
平成22年	4月	現在に至る	
就職活動の状況（口は該当するものに記してください）			
1. 希望の名古屋市長官公署採用試験は希望の試験ですか。（1. 希望の試験に該当する場合は「希望の試験」に記してください。2. 希望の試験に該当しない場合は「希望の試験に該当しない」に記してください。）			
2. この採用試験以外の就職活動を具体的に記してください。			
[] 〇〇市行政職試験予定・民間企業1社内定済み			
志望理由を具体的に記入してください			
以下の事項を記載し、本書作成時月日の記入と署名をしてください。			
・ 採用試験に合格し、試験場内にある就職希望をすべて了解する。申し込んだこと。			
・ 試験場内に記載のある就職希望がない又はなくなったことが判明した場合、合格・採用決定等の時期を問わず、合格・採用の取消し等、あらゆる処分を受けること。			
・ 採用試験に関する諸事項は、合格・採用から5年以内の期間に限り、人事委員会が保有する公職者に関する情報一切を任意で開示すること。			
私は名古屋市長官公署採用試験を受験するにあたり、上記の内容に同意します。			
令和3年 10月 1日 (氏名) 名古屋 好太郎			
※個人情報は、試験結果に関わらず全ての方につき、試験場内に記載されているとおり適正に扱われます。			

＜情報コーナー＞

◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。
ぜひご覧ください！



◇ 「名古屋市職員採用案内 技術職」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、業務内容などを掲載したパンフレットです。
ぜひご覧ください！



◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 市ウェブサイトの「よくある質問」をご一読ください。

＜よくある質問の一例＞

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 3年10月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 3年10月20日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第63号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第64号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第65号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第66号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第67号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第68号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第69号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第70号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第71号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第72号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 3年10月15日懲戒処分に付した。

令和 3年10月15日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校校長	停職 4月	地方公務員法第29条第 1項第 1号 及び第 3号